

議案第9号

淡路市余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年3月1日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

淡路市余熱利用施設の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第128号)の一部を次のように改正する。

第6条中「使用料として一人1回310円(3歳未満は無料)を」を「別表に定める額(消費税相当分を含む。)を使用料として」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第6条関係)

区分	使用料(1人1回につき)
大人(12歳以上)	400円
小人(3歳以上12歳未満)	150円
乳児及び幼児(3歳未満)	無料

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の淡路市余熱利用施設の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料に適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

淡路市余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案								
<p>(利用の許可及び使用料)</p> <p>第6条 施設を利用しようとする者は、市長の許可を受け、<u>使用料として一人1回310円(3歳未満は無料)</u>を納付しなければならない。</p>	<p>(利用の許可及び使用料)</p> <p>第6条 施設を利用しようとする者は、市長の許可を受け、<u>別表に定める額(消費税相当分を含む。)</u>を使用料として納付しなければならない。</p> <p><u>別表(第6条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="831 768 1382 1108"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 768 1102 869"><u>区分</u></th> <th data-bbox="1104 768 1382 869"><u>使用料</u> (1人1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 871 1102 913"><u>大人(12歳以上)</u></td> <td data-bbox="1104 871 1382 913"><u>400円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 916 1102 1014"><u>小人(3歳以上12歳未満)</u></td> <td data-bbox="1104 916 1382 1014"><u>150円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1016 1102 1108"><u>乳児及び幼児(3歳未満)</u></td> <td data-bbox="1104 1016 1382 1108"><u>無料</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>区分</u>	<u>使用料</u> (1人1回につき)	<u>大人(12歳以上)</u>	<u>400円</u>	<u>小人(3歳以上12歳未満)</u>	<u>150円</u>	<u>乳児及び幼児(3歳未満)</u>	<u>無料</u>
<u>区分</u>	<u>使用料</u> (1人1回につき)								
<u>大人(12歳以上)</u>	<u>400円</u>								
<u>小人(3歳以上12歳未満)</u>	<u>150円</u>								
<u>乳児及び幼児(3歳未満)</u>	<u>無料</u>								